

## 内部選考出願に関するQ & Aまとめ

これまで皆様から特に多くいただいた質問をまとめておりますので、ご一読ください。

### ★内部選考申請編★

**Q1.** 自身が第1希望としている奨学金の内部選考出願期日が、他の奨学金と比較して遅い印象がある。念のためそれまでに募集がかかっている奨学金へも出願しようと思うが、仮に第1希望の奨学金の結果が分かる前に別の奨学金の内部選考を通過してしまった場合、そちらの大学推薦を受諾しなくてはいけないのか？

**A1.** 各民間奨学財団の応募期間に差がある関係で、内部選考の実施期間が異なる場合があります。何卒ご了承ください。  
内部選考を行う奨学金については、出願期間が早いものから順番に推薦者の決定を行います。内部選考に通過された場合、大学担当課から内部選考通過者に対して「大学推薦を受諾するかどうか」を確認いたします。原則としてお一人につき一推薦までとなりますので、よくご検討いただいたうえ、受諾するかどうかを1～2日以内を目途にご回答ください。

**Q2.** Q1で、大学推薦の受諾を拒否した場合、それ以降の内部選考で有利/不利になるのか？

**A2.** 内部選考を通過し、大学推薦を受諾するかどうかを大学担当課がお伺いする段階で「今は大学推薦を受けない」とご回答いただいてもなんら問題はありません。なお、それによって今後の内部選考において不利になることはありませんが、後日実施のより希望順位が高い奨学金の内部選考で有利な扱いを受けることもありません。この点も含めて受諾するか否かをご検討ください。

一方で、**大学推薦を受諾した後に**、より条件のいい奨学金への出願等を理由として大学推薦を辞退するのはおやめください。大学推薦受諾後に推薦を辞退された場合は、今後の内部選考出願を認めません。  
(→Q3もご参照ください。)

**Q3.** 2026年度の内部選考において一度大学推薦を受諾した。一方で、より条件のいい奨学金の内部選考も行われることが分かったため、前回の大学推薦を辞退したい。

**A3.** 一度大学推薦を受諾したにもかかわらず、別の奨学金に出願するなどの目的で大学推薦を辞退することは認めません。各民間財団への大学推薦期間は限定されておりますので、途中辞退をされてしまいますと、**他にも出願希望者がいるにもかかわらず、書類準備期間が足りないため、結果的に大学からの推薦を断念することとなります。**大学からの推薦がなかった場合、翌年以降の大学推薦枠をなくす奨学財団もございますので、本学から出願を希望される多くの方に対して不利益となり得ます。

**Q4.** 各奨学金の募集・内部選考時期が離れすぎていて、どの奨学金に出願するか悩む。まだ掲示がされていないもの(募集時期が遅い奨学金)についても出願できるようにし、予め内部選考を実施してほしい。

**A4.** 各民間奨学財団から本学に推薦依頼があるかどうか・大学から何人推薦できるのか等は年度によって異なるため、事前の選考実施・推薦決定は困難となっております。何卒ご了承ください。

**Q5.** 出願書類について、家庭の事情で父母両方の収入証明書を取得することが事実上不可能である。この場合、出願資格はないのか。

**A5.** 各ご家庭によって様々な事情があることは当方も理解しております。原則として内部選考への出願資格はなくなりませんが、実際に推薦可能かどうかは各民間財団側の判断となりますので、**予めご事情を把握するため、学内選考願書に現在の状況を記載してください。そのうえで、提出可能な分の出願書類(生計維持者のうち一方の収入証明書のみ、等)をご提出ください。**いただいた内容をもとに、担当課と財団の間で相談をさせていただく場合がございます(個人情報につながる内容はすべて伏せた形となります)。なお、「すべての書類を集めていたら内部選考の締め切りに間に合わないから」、「両親が遠方に住んでいてやり取りが大変だから」などの理由は、事実上不可能であることの理由とはみなしません。また、後日直接ご本人から事情を伺う場合があります。推薦後に虚偽の申告であることが発覚した際は、財団と情報を共有のうえ厳しく対応をさせていただきます。また、以降の内部選考出願もお断りいたします。

**Q6.** 学内選考において、出願時の収入基準のようなものがあるのか？

**A6.** 学内選考においては、世帯の年収が〇〇万円以上の場合には出願できない、といった収入基準は一切設けておりません。ただし、財団によっては「世帯収入が〇〇万円以内であること」などと予め応募資格が定められていることがあります。この場合は、その条件を満たしていると判断される方を対象に内部選考を行うこととなります。

**Q7.** 大学HPで掲示されている奨学金の応募資格を確認したところ、学士・修士・博士課程のいずれかに限定して募集を行っているものがあるようだが、財団HP上ではそのような限定を行っていないように思う。そのような違いがあるのはなぜか。

**A7.** 大学HP上の募集内容は、年度ごとに財団から各大学に付与される各課程ごとの推薦枠、財団が設定する全体の採用予定人数等の内容に応じて変動する場合があります。本学における掲示内容が財団HP上の内容と一致しない可能性がありますのでご承知おきください。

**Q8.** 確実に選考を通過しそうな奨学金にだけ応募したい。過去のデータも含めて、学内選考への本学出願者数や倍率を教えてください。

**A8.** 出願者数や倍率は年度によって非常に大きく変動します。  
また、過去の情報も含めて公開はしておりません。何卒ご了承ください。

**Q9.** 自分の条件で申請可能な奨学金をすべて教えてください。

**A9.** 当課から、お一人お一人の個別条件に併せて申請可能な奨学金をご案内することはいたしません。前年度に本学で扱った奨学金一覧等も参照のうえ、応募条件を満たしているかどうかはご自身でご確認いただきますようお願いいたします。

**Q10.** 奨学金の掲示が開始したことを学生あてにメール通知してほしい。

**A10.** 当課ではそのような対応はしておりません。ご了承ください。

## ★推薦決定後・応募書類作成編★

**Q11.** 他の大学を卒業し、新年度から東京大学大学院に在籍予定である。現在、内部選考を通過し、財団への出願書類を準備しているが、東京大学の指導教員の先生とはほとんど面識がないため、推薦書の記載を依頼するべきか悩む。

**A11.** 推薦書の記載について、どなたに記載いただくべきかの指定は民間財団によって大きく異なります。  
実際に申請者ご本人のことをよく知る方に記載をお願いする必要がある場合、卒業大学の指導教員に予めご相談いただくなどの対応をお願いいたします。  
本学在籍以降(4月以降)の指導教員に記載いただく必要がある場合は、よくご事情を説明いただいたうえで、了承を得るようお願いいたします。  
募集要項に明確な指示がなく判断に悩む場合は、大学担当課にご相談ください。

※補足事項あり

**Q12.** 奨学金申請時点で学部3年生のため、指導教員等はいない状態である。  
推薦書の記載を誰に依頼すればいいのか。

**A12.** 明確に指導教員が定まっていない場合、これまでに履修した講義やゼミ等をご担当されている教員に記載をご依頼ください。

※補足事項あり

### 【A11.とA12.の補足】

内部選考を行う奨学金に限らず、**推薦書の作成を教員にお願いする際は、必ず奨学金申請の必要性についてご説明いただいたうえで、教員のご了承をいただくようにしてください。**

「何ら事前説明もなく推薦書を書いてほしいとだけ学生から言われた」、「複数の推薦文を短期間に記載するよう依頼された」等のお声を教員からいただくことがあります。多くの教員が忙しいスケジュールの中でご協力してくださっている、という事実をご理解いただいたうえで、推薦書の作成をお願いしてください。

## ★大学HPに掲載がない奨学金編★

Q13.

東京大学で掲示する奨学金と掲示しない奨学金の区別がつかないため、掲示予定がない奨学金の一覧を網羅してほしい。

A13.

年々、新規に奨学生募集を開始する民間財団が多くなっている関係で、すべての奨学金を把握することは当方でも困難となっております。網羅的なご案内は出来かねますので何卒ご了承ください。

Q14.

大学HPでは掲示されていなかった奨学金への申請も検討しているが、大学からの推薦が必要とのことで、大学担当課に申請(※1)しなければいけないように思う。どのような手続きが必要なのか？

※1) 本学HPに掲載の「【必ず確認してください】学生のみなさまへ(本学奨学金ページに掲載されていない民間奨学金について)」をご参照ください。

A14.

本学HP上に掲載がなく、かつ、大学の推薦が必要なものについては可能な限り対応を検討いたします。**必ず財団締切の4週間前までに奨学厚生課に相談し、かつ、財団締切3週間前までに財団指定の申請書類をご提出ください**(※2)。各大学の推薦人数が決まっており、学内選考を要する場合は特に学内手続きに時間を要しますので、上記期日を必ずお守りください。なお、就職の斡旋を含むなど、財団の募集内容によっては大学からの推薦をお断りする場合があります。

大学HPに記載のない奨学金への申請を希望する場合は、財団指定の申請書類一式(学内選考願書ではありません)をご提出ください。また、希望者が多数に及んだ場合は学内選考を実施する可能性があります。財団指定申請書類のほか、生計維持者の収入関係書類の写し(※3)も必ず添付してください。

※2) **2025年度に行った対応を一部変更しておりますのでご注意ください。**

※3) 課税(所得)証明書、源泉徴収票、確定申告書控え、等

Q15.

大学ごとに推薦人数の指定(=学内選考が必要)があるが、募集要項の掲示開始時期が募集開始直前であったなどの理由で、財団締め切りの4週間前までに申し出ることが難しい奨学金について、大学担当課に申請の相談をすることはできるか。

A15.

ご相談いただくことは可能ですが、短期間での推薦者選考が困難であったり、短期間での推薦書作成となり教員に過度な負担がかかる可能性がある場合は対応をお断りさせていただくことがあります。ご理解のほどよろしく願いいたします。

**Q16.** 大学HPに掲示のない奨学金で、かつ、大学ごとに推薦人数の上限のあるものを大学担当課に申請し、内部選考を経て推薦されることとなった。すでにそちらの推薦を受諾しているが、大学HP上に掲示のある奨学金の内部選考にも出願して問題ないか。

**A16.** 本学HP上に掲示のない奨学金の内部選考を通過し大学推薦を受諾した場合は、本学HPに掲示している民間奨学金の内部選考への出願は認めません。一人でも多くの方に奨学金支援が行きわたるよう、お一人につき一推薦を基本とさせていただきます。  
なお、財団での審査の結果、不採用となった場合などは再度内部選考に出願いただくことが可能です。